

計測機器点検業務（大崎広域大日向クリーンパーク外） 仕様書

第1章 総則

本仕様書は、大崎地域広域行政事務組合（以下「発注者」という。）が発注する計測機器点検業務（大崎広域大日向クリーンパーク外）に適用する。

第1節 計画概要

1 一般概要

本業務は、一般廃棄物最終処分場における安定した水処理の維持と適切な修繕時期の把握を目的として、大崎広域大日向クリーンパーク及び大崎広域中央最終処理センターで使用している各種計測機器の分解清掃，校正，消耗部品の交換等の定期的なメンテナンスを実施するものである。

2 業務名称 計測機器点検業務（大崎広域大日向クリーンパーク外）

3 履行場所 大崎市三本木蟻ヶ袋字大日向地内

4 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月27日まで

5 支払 業務完了後一括払

第2節 業務方針

1 適用範囲

本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるものである。受注者は、業務を行うにあたっては施設を十分に熟知したうえ、他の設備への影響を常に考慮しなければならない。

また、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために必要な事項、その他業務の性質上当然必要と考えられる事項については、受注者の責任において行うものとする。

2 疑義

本仕様書について履行中に疑義が発生した場合、受注者は発注者と協議し定めるものとする。

3 変更

本仕様書について変更の必要が生じた場合、受注者は発注者と変更内容を協議し定めるものとする。

第3節 業務内容

1 点検内容

点検内容については、保守点検表を作成し計画的に履行すること。また、点検の詳細については、メーカー推奨の内容に準拠して行うものとする。

(1) 大崎広域大日向クリーンパーク

- | | | |
|---------------|------|------------|
| ① 3ヶ月点検（3日程度） | 2回／年 | （7月，3月頃予定） |
| ② 6ヶ月点検（3日程度） | 1回／年 | （12月頃予定） |
| ③ 1ヶ年点検（4日程度） | 1回／年 | （9月頃予定） |

※点検日数 計13日程度

(2) 大崎広域中央最終処理センター

- | | | |
|---------|------|------------|
| ① 3ヶ月点検 | 2回／年 | （7月，3月頃予定） |
| ② 6ヶ月点検 | 1回／年 | （12月頃予定） |
| ③ 1ヶ年点検 | 1回／年 | （9月頃予定） |

※点検日は大日向クリーンパークと同日とする。

2 点検機器

(1) 大崎広域大日向クリーンパーク

1) PH計 7台

- | | |
|--------|---|
| ・設置場所 | 反応槽，第一混和槽，第一中和槽，硝化槽，第二混和槽
第二中和槽，処理水槽 |
| ・メーカー | 東亜DKK |
| ・型式 | HBM-160 |
| ・検出器型式 | RHC-7EC |

ア) 3ヶ月点検

- ① 作業前指示値及び観測状況確認
- ② 変換器設定値確認
- ③ 各部目視点検及び清掃
- ④ pH標準液による校正
- ⑤ 試料水指示値確認

イ) 6ヶ月点検

- ① 作業前指示値及び観測状況確認
- ② 変換器設定値確認
- ③ 各部目視点検及び清掃
- ④ 伝送出力確認，調整及び受信計とのループ試験
- ⑤ pH標準液による校正
- ⑥ 試料水指示値確認

ウ) 1ヶ年点検

- ① 作業前指示値及び観測状況確認
- ② 変換器設定値確認
- ③ 各部目視点検及び清掃
- ④ 等価入力試験による指示値確認

- ⑤ 伝送出力確認，調整及び受信計とのループ試験
- ⑥ 定期交換部品及び消耗品交換
- ⑦ p h 標準液による校正
- ⑧ 試料水指示値確認

- 2) UV計 1 台
- ・設置場所 処理水槽
 - ・メーカー 東亜DKK
 - ・型式 OPM-1610（浸漬型 2.5 m）

ア) 3ヶ月点検

- ① 作業前指示値及び観測状況確認
- ② 変換器設定値確認
- ③ 各部目視点検及び清掃
- ④ ゼロ及びスパン標準液による校正
- ⑤ 試料水指示値確認

イ) 6ヶ月点検

- ① 作業前指示値及び観測状況確認
- ② 変換器設定値確認
- ③ 各部目視点検及び清掃
- ④ 伝送出力確認，調整及び受信計とのループ試験
- ⑤ ゼロ及びスパン標準液による校正
- ⑥ 試料水指示値確認

ウ) 1ヶ年点検

- ① 作業前指示値及び観測状況確認
- ② 変換器設定値確認
- ③ 各部目視点検及び清掃
- ④ 伝送出力確認，調整及び受信計とのループ試験
- ⑤ 定期交換部品及び消耗品交換
- ⑥ ゼロ及びスパン標準液による校正
- ⑦ 試料水指示値確認

- 3) ORP計 2 台
- ・設置場所 硝化槽，脱窒槽
 - ・メーカー 東亜DKK
 - ・型式 HBM-162
 - ・検出器型式 RHC-7EC

ア) 3ヶ月点検

- ① 作業前指示値及び観測状況確認
- ② 変換器設定値確認
- ③ 各部目視点検及び清掃
- ④ ORP標準液による電極チェック

- ⑤ 試料水指示値確認

イ) 6ヶ月点検

- ① 作業前指示値及び観測状況確認
- ② 変換器設定値確認
- ③ 各部目視点検及び清掃
- ④ 伝送出力確認, 調整及び受信計とのループ試験
- ⑤ O R P標準液による電極チェック
- ⑥ 試料水指示値確認

ウ) 1ヶ年点検

- ① 作業前指示値及び観測状況確認
- ② 変換器設定値確認
- ③ 各部目視点検及び清掃
- ④ 等価入力試験による指示値確認
- ⑤ 伝送出力確認, 調整及び受信計とのループ試験
- ⑥ 定期交換部品及び消耗品交換
- ⑦ O R P標準液による電極確認
- ⑧ 試料水指示値確認

4) D O計	1 台
・設置場所	硝化槽
・メーカー	東亜D K K
・型式	S C 200

ア) 3ヶ月点検

- ① 作業前指示値及び観測状況確認
- ② 変換器設定値確認
- ③ 各部目視点検及び清掃
- ④ ゼロ及びスパン標準液による校正
- ⑤ 試料水指示値確認

イ) 6ヶ月点検

- ① 作業前指示値及び観測状況確認
- ② 変換器設定値確認
- ③ 各部目視点検及び清掃
- ④ 伝送出力確認, 調整及び受信計とのループ試験
- ⑤ ゼロ及びスパン標準液による校正
- ⑥ 試料水指示値確認

ウ) 1ヶ年点検

- ① 作業前指示値及び観測状況確認
- ② 変換器設定値確認
- ③ 各部目視点検及び清掃
- ④ 伝送出力確認, 調整及び受信計とのループ試験
- ⑤ 定期交換部品及び消耗品交換

- ⑥ ゼロ及びスパン標準液による校正
- ⑦ 試料水指示値確認

- 5) C L 計 (電磁濃度計) 1 台
- ・設置場所 希釈放流槽
 - ・メーカー 東亜D K K
 - ・型 MBM-162
 - ・検出器型式 ME-63 E N H

ア) 6 ヶ月点検

- ① 作業前指示値及び観測状況確認
- ② 変換器設定値確認
- ③ 各部目視点検及び清掃
- ④ 伝送出力確認, 調整及び受信計とのループ試験
- ⑤ 試料水指示値確認

イ) 1 ヶ年点検

- ① 作業前指示値及び観測状況確認
- ② 変換器設定値確認
- ③ 各部目視点検及び清掃
- ④ 等価入力試験による指示値確認
- ⑤ 伝送出力確認, 調整及び受信計とのループ試験
- ⑥ 検出部Oリング交換
- ⑦ 試料水指示値確認

- 6) 導電率計 1 台
- ・設置場所 消毒槽
 - ・メーカー 東亜D K K
 - ・型 MBM-160
 - ・検出器型式 ME-11 T

ア) 6 ヶ月点検

- ① 作業前指示値及び観測状況確認
- ② 作業前指示値及び観測状況確認, 換器設定値確認
- ③ 各部目視点検及び清掃
- ④ 伝送出力確認, 調整及び受信計とのループ試験
- ⑤ 試料水指示値確認

イ) 1 ヶ年点検

- ① 作業前指示値及び観測状況確認
- ② 作業前指示値及び観測状況確認, 換器設定値確認
- ③ 各部目視点検及び清掃
- ④ 等価入力試験による指示値確認
- ⑤ 伝送出力確認, 調整及び受信計とのループ試験
- ⑥ 試料水指示値確認

- 7) 導電率計 1 台
- ・設置場所 希釈放流槽
 - ・メーカー 東亜DKK
 - ・型式 WBM-160
 - ・検出器型式 A 5-173

ア) 6ヶ月点検

- ① 作業前指示値及び観測状況確認
- ② 変換器設定値確認
- ③ 各部目視点検及び清掃
- ④ 伝送出力確認, 調整及び受信計とのループ試験
- ⑤ 試料水指示値確認

イ) 1ヶ年点検

- ① 作業前指示値及び観測状況確認
- ② 変換器設定値確認
- ③ 各部目視点検及び清掃
- ④ 等価入力試験による指示値確認
- ⑤ 伝送出力確認, 調整及び受信計とのループ試験
- ⑥ 試料水指示値確認

- 8) 気象観測装置 1 台
- ・設置場所 屋外
 - ・メーカー 光進電気工業
 - ・型式 RH-5 E (降雨量計 1 台)
F T-S (外気温計 1 台)

ア) 6ヶ月点検

- ① 作業前指示値及び観測状況確認
- ② 各部目視点検及び検出部分解・清掃
- ③ 照準器等のよる比較試験 (気温計)
- ④ 各測定動作確認

イ) 1ヶ年点検

- ① 作業前指示値及び観測状況確認
- ② 各部目視点検及び検出部分解・清掃
- ③ 等価入力試験によるロガー表示値確認及びループ試験 (気温計)
- ④ 模擬入力によるロガー表示値確認及びループ試験 (雨量計)
- ⑤ 照準器等のよる比較試験 (気温計)
- ⑥ 各測定動作確認

- 9) 水位計 1 台
- ・設置場所 プロセス用水槽
 - ・メーカー 愛知時計電気

- ・型 式 E T 333
- ・検出器型式 G M L P 10

ア) 1ヶ年点検

- ① 作業前指示値及び観測状況確認
- ② 各部目視点検及び清掃
- ③ 各設定値確認
- ④ 大気解放及び実測水位出力確認
- ⑤ デストリビュータ点検
- ⑥ 伝送出力確認及び受信計とのループ試験
- ⑦ 作業後指示値確認

1 0) 水位計 4 台

- ・設 置 場 所 第一浸出水調整槽，第二浸出水調整槽，第三浸出水調整槽
中継槽
- ・メ ー カ ー 愛知時計電気
- ・型 式 E T 333
- ・検出器型式 H D 8600

ア) 1ヶ年点検

- ① 作業前指示値及び観測状況確認
- ② 各部目視点検及び清掃
- ③ 各設定値確認
- ④ 大気解放及び実測水位出力確認
- ⑤ デストリビュータ点検
- ⑥ 伝送出力確認及び受信計とのループ試験
- ⑦ 作業後指示値確認

1 1) 電磁流量計 2 台

- ・設 置 場 所 原水ポンプ
- ・メ ー カ ー 愛知時計電機
- ・型 式 T A V 65V-30 U T

ア) 1ヶ年点検

- ① 作業前指示値及び観測状況確認
- ② 変換器設定値確認
- ③ 各部目視点検及び清掃
- ④ 送水停止による指示値ゼロ確認
- ⑤ デストリビュータ点検
- ⑥ 伝送出力確認及び受信計とのループ試験
- ⑦ 専用チェッカーによる励磁確認
- ⑧ 作業後指示値確認

- 1 2) 電磁流量計 1 台
- ・設置場所 放流ポンプ
 - ・メーカー 愛知時計電機
 - ・型式 T A V 200 V - 30 U T

ア) 1 ヶ年点検

- ① 作業前指示値及び観測状況確認
- ② 変換器設定値確認
- ③ 各部目視点検及び清掃
- ④ 送水停止による指示値ゼロ確認
- ⑤ デストリビュータ点検
- ⑥ 伝送出力確認及び受信計とのループ試験
- ⑦ 専用チェッカーによる励磁確認
- ⑧ 作業後指示値確認

(2) 大崎広域中央最終処理センター

- 1) U V 計 1 台
- ・設置場所 処理水槽
 - ・メーカー 東亜 D K K
 - ・型式 O P M - 1610 (浸漬型 2.5 m)

ア) 3 ヶ月点検

- ① 作業前指示値及び観測状況確認
- ② 変換器設定値確認
- ③ 各部目視点検及び清掃
- ④ ゼロ及びスパン標準液による校正
- ⑤ 試料水指示値確認

イ) 6 ヶ月点検

- ① 作業前指示値及び観測状況確認
- ② 変換器設定値確認
- ③ 各部目視点検及び清掃
- ④ 伝送出力確認, 調整及び受信計とのループ試験
- ⑤ ゼロ及びスパン標準液による校正
- ⑥ 試料水指示値確認

ウ) 1 ヶ年点検

- ① 作業前指示値及び観測状況確認
- ② 変換器設定値確認
- ③ 各部目視点検及び清掃
- ④ 伝送出力確認, 調整及び受信計とのループ試験
- ⑤ 定期交換部品及び消耗品交換
- ⑥ ゼロ及びスパン標準液による校正
- ⑦ 試料水指示値確認

3 消耗品の交換

- (1) 交換に要する消耗品等は、発注者の支給とする。
- (2) 定期交換以外の消耗品は、著しく摩耗又は損傷がある場合に限り、発注者に報告し受注者が交換を行うこと。交換費用の負担については別途協議して決定する。
- (3) 発注者支給の消耗品は、別紙（支給部品一覧）による。
- (4) 定期交換購入消耗品は、別紙（購入部品一覧）による。

4 その他

- (1) 制御盤の操作については、発注者側の立会いのもと行うこと。
- (2) 作業終了後は、周辺の清掃及び後片付けを行うこと。

第4節 保証

1 保証期間

本業務の保証期間は、業務完了の日から1年間とする。ただし、発注者と受注者が協議の上別に定める消耗品等についてはこの限りではない。

2 保証内容

受注者は、保証期間中に生じた構造上の欠陥、破損等について速やかに補修、改善もしくは取替を行わなければならない。ただし、発注者の誤操作、天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りでない。

第5節 業務完了及び提出図書等

1 業務完了

受注者が業務を完了したときは、その旨を速やかに発注者に通知し、発注担当者（検査員）立会のもとに実施する完成検査の合格をもって業務完了とする。

2 提出図書等

(1) 業務承認申請図書

受注者は、契約締結後下記図書等を作成し提出するものとする。

- | | |
|------------------|--------|
| ① 着手届及び業務工程表 | 1 部 |
| ② 管理技術者等通知書及び経歴書 | 1 部 |
| ③ その他指示する図書 | 指示する部数 |

(2) 完成図書

受注者は、業務の完了後速やかに下記図書等を作成し提出するものとする。

- | | |
|---------------|--------|
| ① 給付完了通知書 | 1 部 |
| ② 業務工程写真（カラー） | 1 部 |
| ③ 作業点検報告書等 | 1 部 |
| ④ その他指示する図書 | 指示する部数 |

第6節 その他

1 許認可申請

業務内容により関係官庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きは受注者の経費負担により代行する。

2 関係法令の遵守

受注者は業務の履行にあたり、法律及び関係法令を遵守すること。

3 有資格者の明記

受注者は、関係法令上及び業務に必要とされる有資格者を明白にし、発注者へ書面として提出すること。

4 注意事項

本業務に際しては、次の事項を遵守するものとする。

(1) 労働災害の防止

業務中の危険防止対策を十分行い、また作業者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないように努めること。

(2) 現場管理

資材置場、資材搬入路などについて発注者と十分協議し、周辺に支障が生じないように計画し実施すること。また、整理整頓を徹底し、火災、盗難等の事故防止に努めること。

(3) 復旧

他の設備、既存物件等への損傷、汚染防止に努め、受注者の責任範囲において損傷、汚染が生じた場合は受注者の負担で速やかに復旧すること。

5 暴力団等の排除について

(1) この契約の履行期間中に「大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱」（平成24年10月1日施行。以下「排除要綱」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

(2) 発注者から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

(3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報行うとともに捜査上必要な協力を行い、直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。